

市民ギャラリー

【文化センター1階】

利用のご案内

市民ギャラリーは、市民の芸術文化を育成し、文化活動の向上を目的に熊谷市立文化センター1階に開設されました。絵画・彫塑・工芸・書・写真など各種創作品の展示や、作品鑑賞の場として、また、心のやすらぎの場としてご利用ください。



ギャラリー平面図

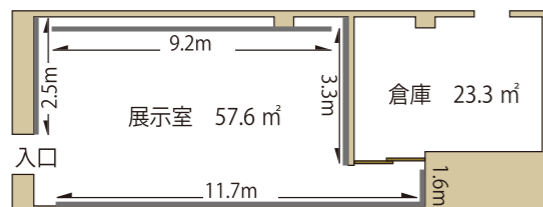
利用時間 午前9時から午後8時まで

休館日 毎週月曜日（ただし、この日が祝日、振替休日にあたる時は、その翌日）、年末年始（12月29日から1月3日まで）の他、設備点検等のため臨時に休館することがあります。

使用料 1日5,000円

施設のご案内 5,240円

展示室 57.6㎡
展示壁面の長さ 28.3m
天井の高さ 2m56cm
倉庫 23.3㎡



使用手続き

- 利用申し込み** 12
- (1) 使用しようとする日の属する月の8か月前の初日から、使用開始日の5日前までに先着順に受付します。（重複申込があった場合は、抽選になります。）
 - (2) 受付場所は文化センター1階の総合事務室となります。

利用期間 引き続き利用することができる期間は6日間です。

- 利用の制限**
- 次の場合は使用できません。また、許可を受けている場合でも、取消し若しくは利用を停止することがあります。
- (1) 営利を目的とするとき。
 - (2) 公の秩序を乱す恐れのあるとき。
 - (3) 管理上支障があるとき。

使用上のお願い

- 搬入・搬出** 展示品の搬入・搬出は原則として利用時間（午前9時～午後8時）内をお願いします。
- 特別設備** 会場内に特別設備をするときは、事前に管理者の承認を受けてください。
- 備品等の扱い**
- (1) 備品等の扱いは慎重をお願いします。
 - (2) 使用後の設備は現状に復し、備品等は所定の位置に戻してください。
- 係員の常駐** 開催中は必ず会場責任者を常駐させてください。
- 展示中の事故**
- (1) 展示物の事故で利用者が受けた損害は、責任を負いません。
 - (2) ギャラリー内の設備等をき損、又は滅失したときは、損害を賠償していただくことがあります。

使用料の不返還 既納の使用料はお返しできませんので、利用日をよく検討されてからお申し込みください。

利用できる備品

備品名	個数
展示台 (180cm×60cm)	10
移動式展示パネル (220cm×90cm)	5
受付用カウンター	1
いす	2
案内板 (138cm×49cm) 誤	正83cm×48cm
(120cm×50cm) 誤	正85cm×50cm



熊谷市立文化センター文化会館

〒360-0036 熊谷市桜木町 2-33-2
TEL 048-525-4553 FAX048-525-4554

このご利用案内は、写真撮影からデザイン・印刷まで外注で3,000部作成し、作成費用は1部当たり94円です。

BUNKA CENTER BUNKAKAIKAN

熊谷市立文化センター文化会館



ご利用案内